

13. 事業所税及び都市計画税が充てられる都市環境整備事業等に要する経費

(単位 千円)

区分	事業費	一般財源
道路・街路等整備事業	3,881,486	1,020,080
公園整備事業	958,822	466,654
廃棄物等処理施設整備事業 (清掃施設・下水道事業会計への補助金等)	1,718,509	1,645,444
土地区画整理事業	1,451,166	695,782
教育文化施設整備事業(学校・図書館等)	7,311,650	286,566
社会福祉施設等整備事業(保育所等)	2,120,993	279,339
消防施設整備事業	466,038	16,038
対象事業に係る公債費	8,385,069	8,385,069
計	26,293,733	12,794,972

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充て、都市計画税は、「都市計画法」に基づいて行う都市計画事業または「土地区画整理法」に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てられます。

- ・事業所税の課税対象 市内の事業所用家屋の課税対象床面積合計が1,000㎡を超えるまたは市内の課税対象従業者数合計が100人を超える法人、個人
- ・都市計画税の課税対象 市街化区域内の土地及び家屋

【歳入】市税のうち事業所税及び都市計画税 9,551,070 千円
 【歳出】都市環境整備事業等に要する経費 26,293,733 千円
 (うち一般財源 12,794,972 千円)